



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会社名 ケ ル 株 式 会 社
代表者 代表取締役社長 土居 悦郎
(JASDAQ・コード6919)
問合せ先 取締役管理本部長 三國 武幸
(電話：042-374-5810)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 54 回定時株主総会に、株式併合（2 株を 1 株に併合）および単元株式数の変更（1,000 株から 100 株に変更）にかかる定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、売買単位を 100 株に統一することを進めており、平成 30 年 10 月 1 日を 100 株単位への移行期限と決定いたしました。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更し、単元株式数の変更後の投資単位の水準を東京証券取引所が望ましいとしている 5 万円以上 50 万円未満にするため、株式の併合を行うことといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、2 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数 30,000,000 株（併合前 63,000,000 株）

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	15,486,000 株
併合により減少する株式数	7,743,000 株
併合後の発行済株式総数	7,743,000 株

⑤併合による影響等

株式併合により、株主様が所有されている当社の株式数は、併合前の 2 分の 1 となります

が、その前後で会社の資産や資本は変わりはありませんので、1株当たり純資産額は2倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

(4) 減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
2株未満	182名 (8.6%)	182株 (0.0%)
2株以上	1,926名 (91.4%)	15,485,818株 (100.0%)
合計	2,108名 (100.0%)	15,486,000株 (100.0%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が2株未満の株主様182名（所有株式の合計は182株）が株主としての地位を失うこととなります。

(5) 併合の条件

平成28年6月29日開催予定の第54回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および単元株式数の変更にかかる定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、当社株式の売買単位（単元株式数）を変更いたします。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成28年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成28年6月29日開催予定の第54回定時株主総会において、株式併合に関する議案および単元株式数の変更にかかる定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. (1)株式併合を行う理由」に記載のとおり、株式併合に関する議案が平成28年6月29日開催予定の第54回定時株主総会において可決されることを条件として、定款第5条に規定の発行可能株式総数および定款第7条に規定の単元株式数を変更するものであります。

なお、株式併合の効力発生を条件とする変更につきましては、平成28年10月1日をもつ

てその効力が発生する旨の附則を設け、株式併合の効力発生日の経過をもってこれを削除するものとしたします。

(2) 定款変更の内容

現行	変更後
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>6,300</u> 万株とする。</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u> 株とする。</p> <p>第 8 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は <u>3,000</u> 万株とする。</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の単元株式数は、<u>100</u> 株とする。</p> <p>第 8 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 5 条および第 7 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

4. 日程

取締役会決議日	平成 28 年 5 月 11 日
定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日
株式併合の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 1 日

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では、2株を1株に併合いたします。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位および証券取引所における売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A. 全国証券取引所では、投資家の利便性向上のため「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みを進めており、この度、100株単位への移行期限を平成30年10月1日と決定しました。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の2分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は株式併合前の2倍となるからです。

また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の2倍となります。

Q 5 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に2分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権の数	端数株式
例 1	2,000 株	2 個	1,000 株	10 個	なし
例 2	1,599 株	1 個	799 株	7 個	0.5 株
例 3	200 株	なし	100 株	1 個	なし
例 4	100 株	なし	50 株	なし	なし
例 5	1 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記、例2,5のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払代金は平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

効力発生日前のご所有株式数が1株だけの場合（上記、例5の場合）、株式併合により所有株式数が端数株式となるため、株主としての地位は失われます。

Q6 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号： 0120-232-711

受付時間： 9:00～17:00